



かつらぎ町公告第2号

地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条7項の規定により公告し、下記の通り縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案について、意見書を提出することができる。

令和8年3月17日

かつらぎ町長 中阪 雅則



記

- 縦覧期間 自 令和8年3月17日  
至 令和8年3月30日
- 縦覧時間 開庁日 午前8時30分から午後5時15分
- 縦覧場所 かつらぎ町役場農林振興課